

情報提供

那医発第 695 号
令和 5 年 3 月 23 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて『「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについて』の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

..... 記

冲医発第 1842 号
令和 5 年 3 月 16 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 砂川博道



「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについての通知となっております。

現行の用語の定義について、各ステークホルダーからのご意見・ご指摘により課題が明確になったことを受け、日本製薬団体連合会安定確保委員会は厚生労働省と協議を行い、別紙の通り一部見直しが行われました。具体的な改正箇所につきましては、別添の新旧対比表をご参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

追って、本通知に基づく用語の定義は、2023年4月以降の情報提供から実施予定であることを申し添えます。

記

- 「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについて
(令和5年3月7日(日医発第2260号)(技術))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 2260 号 (技術)

令和 5 年 3 月 7 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人日本医師会常任理事

宮川 政昭

(公印省略)

「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについて

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、日本製薬団体連合会に設置されている安定確保委員会より当該加盟団体宛に標記の通知が発出されるとともに、本会に対しても情報提供がありました。

医療用医薬品の供給状況の情報提供に関しては、令和 4 年 4 月 21 日付け日医発第 265 号 (技術) をもって貴会宛にご案内のとおり、供給状況に関する情報提供及び公開を行う際、状況を正確に把握できるようにすることを目的に、日本製薬団体連合会安定確保委員会により、医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義が作成されました。

今般、現行の用語の定義について、各ステークホルダーからのご意見・ご指摘により課題が明確になったことを受け、日本製薬団体連合会安定確保委員会は厚生労働省と協議を行い、別紙の通り一部見直しが行われました。具体的な改正箇所につきましては、別添の新旧対比表をご参照いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

追って、今般の定義見直し後の用語につきましては、本年 4 月以降の情報提供からの予定であることを申し添えます。

日薬連発第 137 号

2023 年 3 月 1 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会
安定確保委員会

「医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義」の見直しについて

謹啓 時下ますますのご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当委員会活動につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、医療用医薬品の供給不安が継続している中、貴団体加盟各社におかれましては、在庫放出や限定出荷解除を目指した増産対応等、安定供給確保に向けた取組にご協力いただきまして感謝申し上げます。

当委員会では、2022 年 4 月 12 日付日薬連発第 297 号通知において、医療用医薬品の供給状況を示す業界共通の用語を定義致しました。同用語を用いて、個々の医薬品の供給状況について医療関係者等へ情報提供を行う等、供給状況の見える化に向け取り組んで参りました。

しかしながら、各ステークホルダーの方々より、用語の定義に関して様々なご意見、ご指摘をいただき、課題が明確になりました。

つきましては、現行の用語の定義について、厚生労働省と協議を行い、別紙の通り一部見直しを行いましたので、ご連絡申し上げます。

本通知に基づく用語の定義は、2023 年 4 月以降の情報提供から実施していただきますようご協力をお願い申し上げます。

旧通知（2022 年 4 月 12 日日薬連発 第 297 号）については、2023 年 3 月末日を持って廃止いたします。

謹白

記

医療用医薬品の供給状況に関しては、これまで同様に「(1) 出荷量の状況」と「(2) 製造販売業者の対応状況」の 2 軸にて情報提供を行っていただきますようお願いいたします。

(1) 出荷量*1の状況

各ステークホルダーからのご指摘および調査の際の課題より、下記のように変更させていただきます。

A プラス、出荷量増加

：比較対象期間の出荷量*2 又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね
110%以上の出荷状況

A. 出荷量通常

：比較対象期間の出荷量*2 又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね
90%以上 110%未満の出荷状況

B. 出荷量減少

：比較対象期間の出荷量*2 又は市場予測による予定出荷量と比較して概ね
90%未満の出荷状況

C. 出荷停止

：市場に出荷していない状況

D. 販売中止

：当局へ「薬価基準取載品目削除願」を提出し、薬価削除に向け対応を行っている状況

*1 出荷量とは、出荷可能量（出荷量＋自社在庫量）とする。

*2 比較対象期間の出荷量とは、原則として前年度（4月～3月）の月平均出荷量とする。但し、季節性製剤や新規取載品目、直近の期間で急激な需要の増減があった製剤などについては、市場予測による予定出荷量など、各社で妥当な定義を設定して差し支えない。

(2) 製造販売業者の対応状況

新たに「⑤供給停止」を追加いたします。

① 通常出荷

：すべての受注に対応できている状況

② 限定出荷（自社の事情）

：自社の事情*1により、すべての受注に対応できない状況*2

③ 限定出荷（他社品の影響）

：他社品の影響*3等により、すべての受注に対応できない状況

④ 限定出荷（その他）

：その他の理由*4により、すべての受注に対応できない状況

⑤ 供給停止

：様々な理由により、供給を停止している状況

- *1：「自社の事情」とは、製造販売業者の責任の範囲内の事情（原薬を含む原材料の調達トラブル、製造トラブル、品質トラブル、行政処分など（製造委託先も含む））
- *2：「すべての受注に対応できない状況」とは、新規顧客の注文や増量受注の辞退など
- *3：「他社品の影響」とは、他社品の出荷量減少等に伴う自社品の需要増など
- *4：「その他の理由」とは、季節性製剤や一過性需要過多、災害等による被害など

以上

新旧対比表

(別添)

※変更点を赤字にて記載

旧	新
<p>(1) 出荷量の状況</p> <p>A. 出荷量通常 ：これまでの自社出荷量又は予定出荷量の概ね 100%以上の出荷状況</p> <p>B. 出荷量減少 ：これまでの自社出荷量又は予定出荷量の概ね 80%以上 100%未満の出荷状況</p> <p>C. 出荷量支障 ：これまでの自社出荷量又は予定出荷量の概ね 80%未満の出荷状況</p> <p>D. 出荷停止 ：市場に出荷していない状況</p>	<p>(1) 出荷量^{*1}の状況</p> <p>A プラス、出荷量増加 ：比較対象期間の出荷量^{*2}又は予定出荷量と比較して概ね 110%以上の出荷状況</p> <p>A. 出荷量通常 ：比較対象期間の出荷量^{*2}又は予定出荷量と比較して概ね 90%以上 110%未満の出荷状況</p> <p>B. 出荷量減少 ：比較対象期間の出荷量又は予定出荷量と比較して概ね 90%未満の出荷状況</p> <p>C. 出荷停止 ：市場に出荷していない状態</p> <p>D. 販売中止 ：当局へ「薬価基準収載品目削除願」を提出し、薬価削除に向け対応を行っている状況</p> <p><small>*1 出荷量とは、出荷可能量（出荷量＋自社在庫量）とする。 *2 比較対象期間の出荷量とは、原則として前年度（4月～3月）の月平均出荷量とする。但し、季節性製剤や新規収載品目、直近の期間で急激な需要の増減があった製剤 などについては、市場予測による予定出荷量など、各社で妥当な定義を設定して差し支えない。</small></p>

<p>(2) 製造販売業者の対応状況</p> <p>① 通常出荷 ：すべての受注に対応できている、または十分な在庫量が確保できている状況</p> <p>② 限定出荷（自社の事情） ：自社の事情により、すべての受注に対応できない状況^{*1}</p> <p>③ 限定出荷（他社品の影響） ：他社品の影響等により、すべての受注に対応できない状況</p> <p>④ 限定出荷（その他） ：その他の理由^{*2}により、すべての受注に対応できない状況</p> <p>*1：全ての受注に対応できない状況とは、新規顧客の注文や増量受注の辞退など。</p> <p>*2：その他の理由とは、季節性製剤や一過性需要過多、災害等による被害など</p>	<p>(2) 製造販売業者の対応状況</p> <p>① 通常出荷 ：すべての受注に対応できている状況</p> <p>② 限定出荷（自社の事情） ：自社の事情^{*1}により、すべての受注に対応できない状況^{*2}</p> <p>③ 限定出荷（他社品の影響） ：他社品の影響等^{*3}により、すべての受注に対応できない状況</p> <p>④ 限定出荷（その他） ：その他の理由^{*4}により、すべての受注に対応できない状況</p> <p>⑤ 供給停止 ：様々な理由により、供給を停止している状況</p> <p>*1：「自社の事情」とは、製造販売業者の責任の範囲内の事情（原薬を含む原材料の調達トラブル、製造トラブル、品質トラブル、行政処分など（製造委託先も含む））</p> <p>*2：「全ての受注に対応できない状況」とは、新規顧客の注文や増量受注の辞退など</p> <p>*3：「他社品の影響」とは、他社品の出荷量減少等に伴う自社品の需要増など</p> <p>*4：「その他の理由」とは、季節性製剤や一過性需要過多、災害等による被害など</p>
--	---